

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、個人住民税の賦課課税における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年8月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

その他（媒体等での連携で、直接の接続は無い。）

）

システム3

①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書及び公的年金等支払報告書を電子データで受理し、給与所得者又は公的年金等所得者の税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。</p> <p>【内容】 ①利用者データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携 ④特別徴収税額データの連携</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 (媒体等によるデータの連携のみ。直接の接続はない。)</p>

システム4

①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	<p>1 宛名基本管理機能 税関係(法人、共有者含む)、国民健康保険、国民年金、保育料、児童手当、福祉等の住民登録者及び住民登録外者の宛名を一括管理する。</p> <p>2 宛名送付先管理機能 各システムで出力する送付物に対する送付先宛名を管理する。送付先は使用する業務別に設定する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()</p>

システム5

①システムの名称	団体内統合宛名(連携)システム
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 統合宛名情報の検索・参照・更新を行う。</p> <p>2 情報提供機能(業務情報を中間サーバーに提供するための機能) 各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。 各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。</p> <p>3 情報照会機能(他機関へ問合せをするための機能)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)</p>

システム6～10

システム6

①システムの名称	中間サーバー
----------	--------

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第24項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 [同命令における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 [同命令における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	(1) その年の1月1日に高岡市に住所がある人。(均等割+所得割) (2) その年の1月1日に高岡市に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある人。(均等割)
その必要性	個人住民税課税対象者を正確に把握するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
	その妥当性
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日

⑥事務担当部署

総務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、社会福祉課、高齢介護課、保険年金課、納税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③使用目的 ※	個人住民税の適正賦課(申告書等の受付・本人確認等を含む)
④使用の主体	使用部署 市民税課 支所の税担当課(証明発行のみ)
	使用者数 [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	①各種申告書等の受付に関する事務 ②個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報等を調査・把握する。 ③上記で収集した各種情報に基づき、個人住民税賦課額を決定し税額を通知する。 ④給与所得者の異動届出書に基づき、給与特別徴収の開始または普通徴収への変更等を行う。 ⑤年金保険者からの通知や住基及び介護保険料の徴収情報等に基づき、公的年金特別徴収の決定・中止処理を行う。 ⑥住民からの申請に基づき、課税・所得証明書を発行する。
	情報の突合 ・住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。 ・本人から申告された扶養控除情報等と情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報、障害者福祉情報を突合して、控除額等を適正化する。 ・本人確認、その他申告情報の確認等を行う為、住民票関係情報と突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
申告書等データパンチ入力業務		
①委託内容		
・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告第二表のパンチ入力業務		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社インテック 行政システム事業本部		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託契約において再委託の手続きを定めており、再委託の内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全管理体制の対策、再委託先に対する管理・監督の方法等について確認し、特定個人情報保護に係る安全管理対策が適正に実施されると認められる場合に、再委託の許可を行っている。
	⑥再委託事項	給与支払報告書のデータ入力
委託事項2～5		
委託事項2		
納税通知書プリント業務		
①委託内容		
納税通知書の印刷		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社インテック 行政システム事業本部		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
個人住民税システム運用保守		
①委託内容		
法改正によるシステム改修等、運用保守に必要な範囲において特定個人情報の取扱いを委託		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社インテック 行政システム事業本部		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (62) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (19) 件 [] 行っていない
提供先1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第1欄(情報紹介者)に掲げる者のうち、市町村長に対して地方税関係情報の提供を求めることができる者とされている者(第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる事務について、情報照会を行うことができる者)
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 同命令の第2条の表の事務で、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる事務
②提供先における用途	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に掲げる事務で、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者、家屋敷課税対象者等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会のあった都度
提供先2～5	
提供先2	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、地方税法317条、国税通則法74条の12第6項
②提供先における用途	所得・扶養情報等の通知、国税調査に必要となる資料等の提供・閲覧
③提供する情報	所得・扶養情報等、国税調査に必要となる資料等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (媒体等での連携で、直接の接続は無い。)
⑦時期・頻度	毎月修正時に1回、年次処理として5月頃に1回
提供先6～10	
提供先11～15	

提供先16～20	
移転先1	番号法第9条第1項、別表の第1欄に掲げる者（別紙1参照）
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表
②移転先における用途	・番号法第9条第1項別表の第2欄に掲げる事務（別紙1参照）
③移転する情報	・個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p> </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者、家屋敷課税対象者等
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他（</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>[<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>)</p> </div> </div>
⑦時期・頻度	月次（修正毎）、その他必要に応じて（随時）
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<本市における措置>

- ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている情報政策課内のさらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内に保管する。
- ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバ・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

- ・日本国内でデータを保管している。

- ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの課税・非課税・所得証明としての個人住民税情報の入手については、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行っており、対象者以外の情報を入手することはできない。 ・市県民税申告書等については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を入手することはない。また、申請書等を受付ける際には、余白等に必要のない情報が記載されていないか確認する。 ・連携する事務システムにおいては、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。また、メンテナンス等を行う際には、操作ログを保管する機能を有している。 ・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。 ・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ・連携する事務システムにおいては、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。また、メンテナンス等を行う際には、操作ログを保管する機能を有している。 <p>入手した特定個人情報に不正確であるリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行っている。 ・申請者が代理人である場合には、委任状に記載してある代理人であることを個人番号カードなどの身分証明書の提示により確認している。 ・提出された申請書等に記載されている個人番号とシステムに表示される個人番号を突き合わせることで、個人番号の真正性を確認している。 ・住登外課税者について、課税対象者情報と突き合わせなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認している。 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が内容を再確認している。 ・申告等データパンチ入力結果は、プログラムで妥当性をチェックし、エラー及び警告データは、職員により正しく修正している。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める高岡市文書管理規程及び高岡市特定個人情報取扱い管理規程に基づいて管理し、保管している。 ・正確性に疑義が生じた場合は、調査を行い適宜修正を行っている。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムは、個人住民税の賦課に必要な情報のみ記録されているため、その他の情報が紐付けされることはない。 ・個人住民税の賦課に必要な情報が、市民税課で保有していない情報については、情報を保有する担当課に情報照会し、確認している。 ・システムにアクセスできる端末を限定し、許可無くシステムに接続して紐付けできないようになっている。 ・番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

従事者が事務外で使用するリスクに対する措置

- ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。
- ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導している。

特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置

- ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。
- ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導している。

その他、特定個人情報の使用にあたり講じる措置

※スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させないようにしている。

※ディスプレイを来庁者から見えない位置に置いている。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 番号法の規定により、その範囲を厳格に遵守し、提供・移転を行うこととしている。 資料の閲覧及び提供の際には、提供先の担当課より提供の目的や根拠法令等を明記した「個人情報閲覧申込書」の提出を受け、内容を検査したうえで必要な情報のみ提供することとしている。 研修への参加等を通して情報セキュリティに対する意識を高め、個人情報の適切な取り扱いの徹底を図っている。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税システムにおいては、特定個人情報の提供を行う場合には担当職員を限定していることに加えて、提供した情報等をシステム上でログを記録している。 国税連携システム、eLTAXシステムでの情報提供は、操作ログを取得している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名(連携)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへの情報連携及び情報提供ネットワークを介して他団体への照会を行うものである。番号法に則したアクセス権が設定されており、事務毎に提供される情報が限定されている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条の表及び番号法第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名(連携)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予め権限が付与された職員のみが利用できる。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条で定められた事務以外において、情報提供することはできない。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			
7. 特定個人情報の保管・消去			

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	

<p>その他の措置の内容</p>	<p><既存システムにおける措置> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・既存住基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 物理的対策 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>技術的対策 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 <既存システムにおける措置> ・保有する情報は、申告等により、新しい情報に更新している。 ・個人住民税においては、地方税法により賦課決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも税額更正を行うことになっており、システム上も、期間制限に対応して税額更正及び削除を行うこととしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーにおいては、個人住民税システムで作成された賦課情報ファイルを団体内統合宛名(連携)システム等を経由して複製された情報を保管するにとどまるため、個人住民税システムの更新に応じて修正される。</p> <p><宛名管理システム・団体内統合宛名(連携)システムにおける措置> ・保有する情報は、異動等変更事由が発生するたびに自動更新される。</p>	

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input checked="" type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない
具体的な方法	<p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>・全職員を対象とした「情報セキュリティ研修」に参加し、課員の個人情報保護に対する意識を高めている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、設備環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部総務課 電話番号 0766-20-1254
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239
②対応方法	

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙参照

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 経営企画部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	【課税情報ファイル】 (中略) (6)個人基本レコード (一部抜粋)25.福祉情報	【課税情報ファイル】 (中略) (6)個人基本レコード (一部抜粋)25.本人該当区分 26.福祉情報(以下項番繰り下げ)	事後	重要な変更にあたらない記録項目の変更による
平成30年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの機能	④法定調書データの受信、扶養は正データの送信機能	④法定調書データの受信、扶養は正データの送信、住登外課税通知データの送受信機能	事後	重要な変更にあたらないシステム機能の変更による
平成30年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	事後	見直しによる
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(57)件	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(58)件	事後	見直しによる
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	情報政策課	広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部広報情報課 電話番号 0766-20-1239	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年5月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 篠田 修	市民税課長	事後	平成30年5月21日付評価書記載方式の変更による

平成30年10月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	(中略) ・本人から申告された扶養控除情報等と情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して、控除額等を適正化する。	(中略) ・本人から申告された扶養控除情報等と情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報、障害者福祉情報を突合して、控除額等を適正化する。	事後	見直しによる
平成31年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	④法定調書データの受信、扶養是正データの送信、住登外課税通知データの送受信機能	④法定調書データの受信、扶養是正データの送信、住登外課税通知データの送受信、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの受信機能	事後	重要な変更にあたらないシステム機能の変更による
平成31年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報または税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。	【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報または税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。	事後	見直しによる
平成31年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書及び年金支払報告書を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。	【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書及び年金支払報告書を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。	事後	見直しによる
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	【課税情報ファイル】 (中略) (6)個人基本レコード (中略) 23.住登外課税情報 [住登外課税区分][自治体コード]	【課税情報ファイル】 (中略) (6)個人基本レコード (中略) 23.住登外課税情報 [住登外課税区分][自治体コード][市コード]	事後	重要な変更にあたらない記録項目の変更による
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	・番号法第19条第7号別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照) (別紙1) 提供先No. 37 [提供先における用途] 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	・番号法第19条第7号別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照) (別紙1) 提供先No. 37 [提供先における用途] 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しによる
平成31年4月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスクに対する措置	(前略) ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・申告等データバンチ入力結果は、プログラムで妥当性をチェックし、エラー及び警告データは、職員により正しく修正する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 (後略)	(前略) ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が内容を再確認している。 ・申告等データバンチ入力結果は、プログラムで妥当性をチェックし、エラー及び警告データは、職員により正しく修正している。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める高岡市文書管理規程及び高岡市特定個人情報取扱い管理規程に基づいて管理し、保管している。 (後略)	事後	見直しによる

平成31年4月1日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク 1. 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクリスクに対する措置の内容	・個人住民税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ・個人住民税システムで連携できない情報は、個別システムの情報照会等により確認する。 (後略)	・個人住民税システムは、個人住民税の賦課に必要な情報のみ記録されているため、その他の情報が紐付けされることはない。 ・個人住民税の賦課に必要なが、市民税課で保有していない情報については、情報を保有する担当課に情報照会し、確認している。 (後略)	事後	見直しによる
平成31年4月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 ＜既存システムにおける措置＞ ・保有する情報は、申告等による修正処理があれば更新され履歴は保持する。 ・個人住民税においては、地方税法により更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも税額更正を行うことになっており、システム上もそれに対応した仕様になっている。 (後略)	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 ＜既存システムにおける措置＞ ・保有する情報は、申告等により、新しい情報に更新している。 ・個人住民税においては、地方税法により賦課決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも税額更正を行うことになっており、システム上も、期間制限に対応して税額更正及び削除を行うこととしている。 (後略)	事後	見直しによる
平成31年4月1日	Ⅲリスク対策 8. 監査実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	見直しによる
令和2年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	3 関連宛名管理機能 再転入等による同一人の管理を行う。	削除	事後	新システム移行に伴う機能変更による
令和2年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7及びシステム8		新設	事前	新システム移行に伴う変更
令和2年6月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	見直しによる
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(57)件 [○]移転を行っている(16)件	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(61)件 [○]移転を行っている(17)件	事後	見直しによる

令和3年12月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	見直しによる
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	事後	番号法第19条の号ズレに伴う修正
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(61)件 [○]移転を行っている(17)件	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(62)件 [○]移転を行っている(19)件	事後	見直しによる
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告第二表・第三表のパンチ入力事務	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告第二表のパンチ入力事務	事後	見直しによる
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	番号法第19条の号ズレに伴う修正
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	事後	番号法第19条の号ズレに伴う修正
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	番号法第19条第8号、地方税法317条、国税通則法74条の12第6項	番号法第19条第9号、地方税法317条、国税通則法74条の12第6項	事後	番号法第19条の号ズレに伴う修正

令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	セキュリティカードによる入退室管理を行っている広報情報課内のさらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内に保管する。	セキュリティカードによる入退室管理を行っている情報政策課内のさらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内に保管する。	事後	令和3年4月1日付組織改編による
令和3年12月27日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法第19条の号数の誤り
令和3年12月27日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部広報情報課 電話番号 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	事後	令和3年4月1日付組織改編による

<p>令和6年5月24日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>【課税情報ファイル】 (1)個人基本 1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6宛名区分,7賦課期日区分,8性別,9生年月日,10世帯コード,11続柄コード,12生活保護該当区分,13本人専従区分,14事業所家屋敷区分,15被扶養区分,16障害者区分,17寡婦区分,18寡夫区分,19個人コメント1,20個人コメント2,21個人コメント3,22個人コメント4,23賦課氏名カナ,24賦課氏名漢字,25賦課住所区分,26賦課住所コード,27賦課住所番地,28賦課住所枝番,29賦課住所小枝番,30賦課住所,31賦課住所方書,32新規フラグ,33配偶者宛名コード,34徴収希望,35納通発送区分,36納通発送日,37市申送区分,38未申告区分,39294条通知日,40通報年月日,41扶養照会区分,42扶養照会年月日,43申告書発送済区分,44国保加入区分,45世帯外被扶養区分,46世帯外扶養情報,47世帯外扶養区分1,48世帯外扶養宛名コード1,49世帯外扶養氏名1,50世帯外扶養区分2,51世帯外扶養宛名コード2,52世帯外扶養氏名2,53世帯外扶養区分3,54世帯外扶養宛名コード3,55世帯外扶養氏名3,56世帯外扶養区分4,57世帯外扶養宛名コード4,58世帯外扶養氏名4,59世帯外扶養区分5,60世帯外扶養宛名コード5,61世帯外扶養氏名5,62合併前自治体コード,63固有情報,64更新年月日,65更新時分,66更新職員番号,67予備項目数字1,68予備項目数字2,69予備項目漢字1,70予備項目漢字2,71予備項目文字1,72予備項目文字2,73年金特徴判定,74利用者予備項目 (2)個人基本メモ 1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6メモ内容,7住登地住所コード,8住登地住所,9メモ本年度のみ,10課税地住所コード,11課税地住所,12予備項目数字1,13予備項目数字2,14予備項目漢字1,15予備項目漢字2,16予備項目文字1,17予備項目文字2 (3)賦課</p>	<p>【課税情報ファイル】 (1)個人基本 1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6宛名区分,7賦課期日区分,8性別,9生年月日,10世帯コード,11続柄コード,12生活保護該当区分,13本人専従区分,14事業所家屋敷区分,15被扶養区分,16障害者区分,17寡婦区分,18寡夫区分,19個人コメント1,20個人コメント2,21個人コメント3,22個人コメント4,23賦課氏名カナ,24賦課氏名漢字,25賦課住所区分,26賦課住所コード,27賦課住所番地,28賦課住所枝番,29賦課住所小枝番,30賦課住所,31賦課住所方書,32新規フラグ,33配偶者宛名コード,34徴収希望,35納通発送区分,36納通発送日,37市申送区分,38未申告区分,39294条通知日,40通報年月日,41扶養照会区分,42扶養照会年月日,43申告書発送済区分,44国保加入区分,45世帯外被扶養区分,46世帯外扶養情報,47世帯外扶養区分1,48世帯外扶養宛名コード1,49世帯外扶養氏名1,50世帯外扶養区分2,51世帯外扶養宛名コード2,52世帯外扶養氏名2,53世帯外扶養区分3,54世帯外扶養宛名コード3,55世帯外扶養氏名3,56世帯外扶養区分4,57世帯外扶養宛名コード4,58世帯外扶養氏名4,59世帯外扶養区分5,60世帯外扶養宛名コード5,61世帯外扶養氏名5,62合併前自治体コード,63固有情報,64更新年月日,65更新時分,66更新職員番号,67予備項目数字1,68予備項目数字2,69予備項目漢字1,70予備項目漢字2,71予備項目文字1,72予備項目文字2,73障害者年金区分,74遺族年金区分,75ひとり親区分,76年金特徴判定,77利用者予備項目 (2)個人基本メモ 1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6メモ内容,7住登地住所コード,8住登地住所,9メモ本年度のみ,10課税地住所コード,11課税地住所,12予備項目数字1,13予備項目数字2,14予備項目漢字1,15予備項目漢字2,16予備項目文字1,17予備項目文字2 (3)賦課</p>	<p>事後</p>	<p>見直しによる</p>
<p>令和6年5月27日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ・提供先1</p>	<p>番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第1欄(情報紹介者)に掲げる者のうち、市町村長に対して地方税関係情報の提供を求めることができる者(第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる事務について、情報照会を行うことができる者)</p>	<p>事後</p>	<p>番号法の改正及び主務省令の制定による</p>

令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ・提供先1 ・①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条同命令の第2条の表の事務で、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる事務	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ・提供先1 ・②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に掲げる事務で、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる事務	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ・移転先1 ・移転先1②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第一の第1欄に掲げる者(別紙2参照) 番号法第9条第1項別表第一の第2欄に掲げる事務(別紙2参照)	番号法第9条第1項、別表の第1欄に掲げる者(別紙1参照) 番号法第9条第1項別表の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一	番号法第9条第1項、別表	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	事後	組織改編による
令和6年5月27日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年4月1日 時点	令和6年5月27日 時点	事後	見直しによる
令和6年5月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項	番号法第9条第1項、別表の第16項	事後	番号法の改正による

令和6年5月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二[別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) [別表第二における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 [同命令における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 [同命令における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	・番号法の別表第一に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。	・番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条の表及び番号法第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名(連携)システムにおける措置> ・予め権限が付与された職員のみが利用できる。 番号法の別表第二で定められた事務以外において、情報提供することはできない。	<団体内統合宛名(連携)システムにおける措置> ・予め権限が付与された職員のみが利用できる。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条で定められた事務以外において、情報提供することはできない。	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	(別紙1)	別紙1		事後	別紙として記載形式していた内容を本文中に記載
令和6年5月27日	(別紙2)	別紙2	別紙1	事後	上記の変更に伴い、別紙2を別紙1として掲載

令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	R7年からデータ入力業務の再委託開始による
令和7年1月10日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事後	R7年からデータ入力業務の再委託開始による
令和7年1月10日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年5月27日 時点	令和7年1月10日 時点	事後	見直しによる
令和7年1月10日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第16項	番号法第9条第1項、別表の第24項	事後	見直しによる
令和7年7月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><本市における措置> ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている情報政策課内のさらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内に管理する。 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><本市における措置> ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている情報政策課内のさらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内に保管する。 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改による

<p>令和7年7月30日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にアクセスができないよう管理を行うことで安全性を確保している。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事前</p>	<p>自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改による</p>
------------------	--	---	---	-----------	---

<p>令和7年7月30日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p><既存システムにおける措置> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・既存住基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。</p>	<p><既存システムにおける措置> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・既存住基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 物理的対策 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 技術的対策 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定</p>	<p>事前</p>	<p>自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改による</p>
<p>令和7年7月30日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p>—</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、設備環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安置したシステム運用、監視を実現する。</p>	<p>事前</p>	<p>自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改による</p>

--	--	--	--	--	--